2011（平成23年3月）
大阪府・大阪市 生活情報誌

くらしすと

3 March
第47号

もくじ

くらしのトピックス

■クレジットカードで商品を購入させ、その商品を業者が決済額の8割程度の現金で買い取るといった「クレジットカードの現金化」トラブルが急増。

■キャスター付回転ハンガーに衣料を掛け過ぎたり、掛けたまま移動すると、転倒の可能性があるので注意が必要。ハンガーが倒れて足に打撲を負った事故例も。

消費者ホットライン 0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを！） お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

知って安心！
くらしの情報

投資商法にご用心！

最近、高齢者を狙った投資商法のトラブルが多発しています。高齢者は自宅にいることが多いため、電話勧誘や訪問販売により被害を受ける場合がほとんどです。直接勧誘する業者とは別の業者が「高値で買い取る」と投資意欲をあおり契約させる「劇場型」と呼ばれる巧妙な手口が目立ちます。また、過去の投資トラブルによる被害を回復したいという消費者の心理に付け込む「二次被害」も発生しています。悪質な手口を知り、被害にあわないようにしましょう。

ファンド型投資

突然、事業者からファンドのパンフレットを送ると電話があり応じたところ、他業者から「パンフレットを送られた人しかファンドを購入する権利がないので、名前を貸してほしい。資金は出す。必ず払うから100口1,000万円購入してほしい。謝礼として10%支払う」と言われファンドを申し込んだが、その後業者と連絡が取れなくなった。

社債

海外援助を行っているという会社から、年利12%になると転換社債を勧誘されて50万円支払った。毎月5,000円の配当はあるが、さらに200万円の出資を求められた。会社名も変更しているようで不審だ。

未公開株

数年前に、電話で「上場間近」と勧誘された未公開株を購入したが、上場されなかった。

最近、公的機関のような団体から「未公開株の被害調査をしている」という電話があったり「出資額を返還する。弁護士を紹介するので返還手続きをしてほしい」と電話がかかってきた。不審だ。

外国通貨

イラク通貨の購入を勧めるダイレクトメールが届いた後に、別の会社からイラク通貨をぜひ買い取りたいと電話があった。数回にわたり1,900万円分のイラク通貨を購入した後、買い取ると約束した会社と連絡が取れない。

カラオケ著作権

「世界のカラオケ市場で著作権による多額の収益が発生しているので、著作権を買い取ると毎年６０万円を受け取れる」と説明を受け、130万円の契約をした。後で書類をよく見ると、カラオケ発明者に関する著作物の２万分の1の著作権譲り受け書となっており、カラオケ市場とは全く関係ないことが分かった。

消費者へのアドバイス

◉「あなただけが儲（もう）かる」ようなうまい話はありません。安易に儲け話に乗らないようにしましょう。

◉必要がないと思ったら、きっぱり断りましょう。

◉見知らぬ業者や事業実態がよくわからない業者から儲け話を持ちかけられたら、慎重に対応しましょう。言われるままに契約書にサインをしたり、お金を払ったりしないことです。

◉過去に投資トラブルにあった人は二次被害に遭いやすい傾向があります。十分注意してください。

◉不安な場合は、一人で判断せず、家族や周りの信頼できる身近な人に相談しましょう。

◉不審な勧誘にあったら、お住まいの市町村の消費生活相談窓口に相談してください。

PICK-UP

くらしの商品安全情報室からのお知らせ

平成22年度商品テスト・技術相談情報

平成２２年度に大阪府内の各市町村の消費生活相談窓口を経由し、くらしの商品安全情報室に寄せられた商品テストや技術相談の中から、くらしに身近な事例をピックアップしました。

ブルゾンの劣化

４、５年前に購入したブルゾンをクリーニングに出したところ、裏面がぼろぼろになった。毎日着ていたわけではないし、傷んでいなかったので納得できない。

劣化でぼろぼろになった裏面

相談品はポリウレタン系の樹脂が使用されており、ポリウレタンの寿命は製造後約3～5年といわれています。相談品は4、5年前に購入したものであることから、クリーニング処理によりポリウレタン樹脂の劣化が明らかになったものと考えられます。外見からわからない箇所にポリウレタンが使用されている商品もあります。

「購入時に販売店から説明を受ける」「下げ札を確認する」などで製品の取り扱い方法や特性を理解し、トラブルを防ぎましょう。

電子レンジで調理中の発火・爆発

事例① **オーブンレンジで、シチュー1人前をオート機能で加熱したところ爆発し、ガラス容器とオーブンレンジの底が破損した。前日に数人分のシチューをオート機能で加熱した時は問題はなかった。**

事例② **電子レンジで冷凍食品のチャーハンを調理中、約１分でチャーハンから発火した。火を消すのにあわてて１週間程度のやけどを負った。**

事例①は、シチューが少量であったことで温度センサーが的確に機能せず過熱し、突沸（とっぷつ）による爆発が発生したものと考えられます。カレーやシチューの温めは油脂を多く含みドロドロしていることから、突然勢いよく沸騰する**「突沸（とっぷつ）現象」**が発生しやすくなります。とろみのある食品や少量の飲み物を加熱するときは、設定時間を控えめにする、オート機能に頼らないなどして、温めすぎないように注意しましょう。

また事例②は、アルミが使用されている外装のまま電子レンジに入れて調理したことが発火の原因でした。**電子レンジで金属を加熱すると電磁波が反射し、発火や故障の原因となります。**冷凍食品の調理方法は、皿に移して加熱するものや、袋のまま加熱するものなど、製品によって異なるため必ず製品に記載されている調理方法を確認してから調理しましょう。

電子レンジの誤使用は思わぬ事故につながります。取扱説明書をよく読み、正しく安全に使用しましょう。

クイズの答え

「モーモー」は牛、「メーメー」は羊です。

オープン当初の愛称募集で、来場された皆様からいただいたご意見の中で、一番多かった名前です。

府民牧場でのジャンケン大会や撮影会などで、動物たちとともにキャラクターたちも大活躍！春にはアルパカの赤ちゃんもお披露目の予定です。

モーモー＆メーメー

郵送希望の方は80円切手をはり、あて名を明記した封筒（定形：1年分12枚）を（財）関西消費者協会（〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル）までお送りください。

大阪市

◆くらしの達人!わんデー講座

テーマ ①知っておきたい生命保険の基礎知識
～素朴な疑問を解消しよう～
②住まいの防火セミナー
～火災警報器・消火器などについて知ろう～

日時 ①3月17日(木)14:00～15:30
②4月23日(土)14:00～15:30

場所 ①阿倍野市民学習センター 第1研修室
【最寄駅】地下鉄「阿倍野」駅、JR・地下鉄「天王寺」駅
近鉄「大阪阿部野橋」駅
②大阪市消費者センター　研修室1

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 ①45人②70人（各回、申込多数の場合は抽選）

締め切り日 ①3月10日(木)②4月14日(木)

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム（大阪市消費者センターホームページから）

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター
TEL:**06-6614-7522** FAX:**06-6614-7525**

◆賃貸住宅相談会

弁護士による無料法律相談会を開催します。

日時・場所 3月8日(火)・16日(水)
19:00～21:00　阿倍野市民学習センター
3月9日(水)・15日(火)
19:00～21:00　難波市民学習センター
3月10日(木)・17日(木)
19:00～21:00　総合生涯学習センター

対象 消費者（事業者は対象外）

定員 1日あたり8人（各先着順、1相談あたり30分以内、要事前予約）

受付期間 開催当日まで　毎日10:00～18:00

申し込み方法 電話（※電話連絡が困難な方に対してはFAXで対応できます）

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター
TEL:**06-6614-7523** FAX:**06-6614-7525**

◆巡回消費者啓発パネル展

日時 3月2日(水)～9日(水)
9:30～21:30(月曜日休館、最終日17:00まで)

場所 クレオ大阪東
【最寄駅】地下鉄「京橋」駅、「大阪ビジネスパーク」駅、JR・京阪「京橋」駅

問い合わせ先 大阪市消費者センター
TEL:**06-6614-7522** FAX:**06-6614-7525**

◆イベント会場における消費生活相談会

消費生活相談員による無料相談会を開催します。

日時 3月2日(水)・3(木)・6(日)12:30～16:00

場所 クレオ大阪東

定員 1日あたり16人（当日先着順、1相談あたり30分程度）

問い合わせ先 大阪市消費者センター
TEL:**06-6614-7523** FAX:**06-6614-7525**

●大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

エルちゃん

消費生活相談 ☎**06-6614-0999**
毎日 10:00～17:00（12月29日～1月3日は除く）
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
（12月28日～1月3日は除く）

ホームページ
http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/

大阪府

くらしのナビゲーターによる……撃退!悪質商法

高齢者向け消費者問題ミニ講座

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人会や自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。（派遣場所は大阪府内に限ります）

1. ナビゲーターの派遣料は無料
2. テーマは高齢者に被害の多い悪質商法と対策など
3. 講座の時間は30分～1時間
4. 人数は1回10人～50人まで
5. 土・日・祝日・夜間も派遣します（年末・年始は除きます）

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先 お住まいの各市町村消費生活相談窓口、または(財)関西消費者協会(TEL:06-6945-1100)へ

メールマガジン

大阪府消費生活センター便り

～被害にあわないための最新情報教えます！～

消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止のために、「今」寄せられている消費生活相談の内容や、悪質商法トラブル、消費生活に関わるイベントなどを、定期的に配信します。

被害にあわないために、
最新の悪質商法を知ってください。

活用してください! 内容を変更しない限り、利用の方法は自由です。

- 直接メールで受信したものを読む
- 印刷して回覧・掲示する
- 他の媒体に転載（リンク）する

登録方法
大阪府消費生活センターウェブサイトから登録できます。
http://www.pref.osaka.jp/shouhi/soudan/mailmagazine.html

問い合わせ先 大阪府消費生活センター **06-6945-0711**

●生活情報ぷらざ（大阪府消費生活センター）

大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階
※最寄り駅……地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

消費生活相談 ☎**06-6945-0999**
月～金 9:00～17:00　年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 http://kanshokyo.jp/mail/
（年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります）

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談（年末年始除く10:00～16:00）
■土曜日/**06-4790-8110**(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
■日曜日/**06-6203-7650**(社)全国消費生活相談員協会
※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」
http://www.pref.osaka.jp/shouhi/

大阪市

「くらしすと」第47号　平成23年3月1日発行（次号4月1日発行）
◆大阪府消費生活センター　〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31（OMMビル）☎06-6945-0711
◆大阪市消費者センター　〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10（ATC）☎06-6614-7522
◆企画・編集:大阪府・大阪市消費者啓発企画検討会議、（財）関西消費者協会　☎06-6945-1100
◆デザイン・印刷:（株）ケーエスアイ　この情報誌は企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。
（毎月32,000部発行、1部あたりの単価は9円です）　◆古紙を使用しています。